

第5章 届出

1 少量危険物貯蔵取扱い設置届出書

(1) 少量危険物貯蔵取扱所を設置する際は、条則第16条に定める様式第14号をあらかじめ(工事着工前)提出するものとし、届出書には、次の書類を添付すること。

- ア 所在図(当該届出事業所等の所在が確認できる地図)
- イ 敷地平面図(敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置を記載した図面)
- ウ 少量危険物施設概要図(当該施設の位置、構造、設備の配置を記載した図面)
- エ 各設備等の仕様書(当該施設において使用する、建具、設備等の各仕様書)
- オ その他(危険物取扱数量の根拠となる資料、貯蔵取扱う危険物リスト、SDS等…)

2 少量危険物貯蔵取扱い変更届出書

(1) 少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造、設備、類、数量を変更する際は、条則第16条に定める様式第15号をあらかじめ(工事着工前)提出するものとし、届出書には、次の書類を添付すること。

- ア 所在図(当該届出事業所等の所在が確認できる地図)
- イ 敷地平面図(敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置を記載した図面)
- ウ 変更前、変更後の少量危険物施設概要図
(当該施設の変更箇所の詳細を記載した図面)
- オ 変更する設備等の仕様書(当該施設において変更する、建具、設備等の各仕様書)
- カ その他(危険物取扱数量の根拠となる資料、貯蔵取扱う危険物リスト、SDS等…)

3 少量危険物廃止届出書

(1) 少量危険物貯蔵取扱所を廃止する際は、条則第16条に定める様式第16号をあらかじめ(廃止前)提出するものとする。ただし、地下貯蔵タンクに関する届出については、廃止処理の状況が確認できる写真等を添付すること。

第6章 その他

1 本基準の運用にあたり疑義が生じたときは、消防本部予防課と各消防署が協議し内容を変更することができることとする。